

安 全 管 理 規 定

平成28年1月1日 制定

令和2年3月1日 改定

(令和2年3月10日実施)

徳島県阿波市土成町吉田字川久保1-1

御所たらい観光 株式会社

代表取締役 橋本 麻衣

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 社長の役割等

第4章 安全管理の実施等

第5章 安全管理の取り組み状況の点検と改善等

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)(以下「法」という。)第22条(輸送の安全の向上)及び第29条の3(情報の公開)の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な考え方「安全方針」)

第3条 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、関係法令や社内規則を遵守させ、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する目標)

第4条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第5条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する基本的な考え方を記載した安全方針に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

2 管理の受委託にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

第3章 社長の役割等

(社長の役割)

第6条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全を統括する管理者（以下「安全統括管理者」という。）の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第7条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制（別添図－1）を構築し、輸送の安全を確保するための社内統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者（当分の間は、社長が兼務する。）
 - (2) 統括運行管理者
 - (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
- 2 安全統括管理者は、社長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、社内を統括し、指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第8条 会社の人員体制上、可能な場合には、安全統括管理者1名を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (2) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の業務）

第9条 安全統括管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全社員に対し、安全方針の社内周知を行うこと。
- (2) 安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- (3) 社長との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、社長に適時、適切に報告すること。

- (4) 会社の人員規模に応じた安全管理の取り組み体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
- (5) 安全管理の取り組み状況を年に1回は点検し、その結果を社長に適時、適切に報告すること。

第4章 安全管理の実施等

(輸送の安全に関する情報の伝達及び収集)

第10条 社長、又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

また、お客様から輸送の安全に関する意見・要望を必要に応じてアンケート等により収集する。

(法令等の遵守)

第11条 社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、社長、又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認すること。

(輸送の安全に必要な手順・規則)

第12条 安全統括管理者は、本規程の写しを配布又は、掲示するなどして社内に周知すること。

(教育・訓練)

第13条 社長、又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的に実施する。教育・訓練の実施に当たっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用する等して、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

(事故等の対応)

- 第14条 社員は、事故・災害等が発生した場合は、事故・災害等に関する報告連絡体制図(別添図-2)により、社長及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。
- 2 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、前項により報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
 - 3 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、必要に応じて現場からのヒヤリ・ハット情報(事故にならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと)を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。
 - 4 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、他の事業者の事故事例等を積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
 - 5 社長は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、社内に周知する。
 - 6 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、前第1項から第5項までの実施状況を記録し、保管する。

- 7 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。

また、災害等により事故等があった場合は、国土交通省その他関係機関に必要な情報提供を行う。

第 5 章 安全管理の取り組み状況の点検と改善等

（安全管理の取り組み状況の点検と改善）

第 15 条 運輸の安全に向け、定期的に安全管理の取り組み状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、社長及び安全統括管理者は、以下の取り組みを行う。

- 2 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、少なくとも年に 1 回、安全目標の達成状況や安全管理の取り組み状況を別紙の「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」の活用等により、点検する。安全統括管理者はその結果を社長に報告する。
- 3 社長は、前項の点検結果、問題があると分かった場合には、必要な改善を行う。
- 4 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、前第 2 項及び第 3 項の実施状況を記録し、保管する。

（情報の公開）

第 16 条 輸送の安全に関する基本的な考え方（安全方針）、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計は、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第 17 条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、安全管理の取り組み状況の自己チェックリストの結果、安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況等を記録し、これを所定の場所に適切に保存する。

附 則（実施の期日）

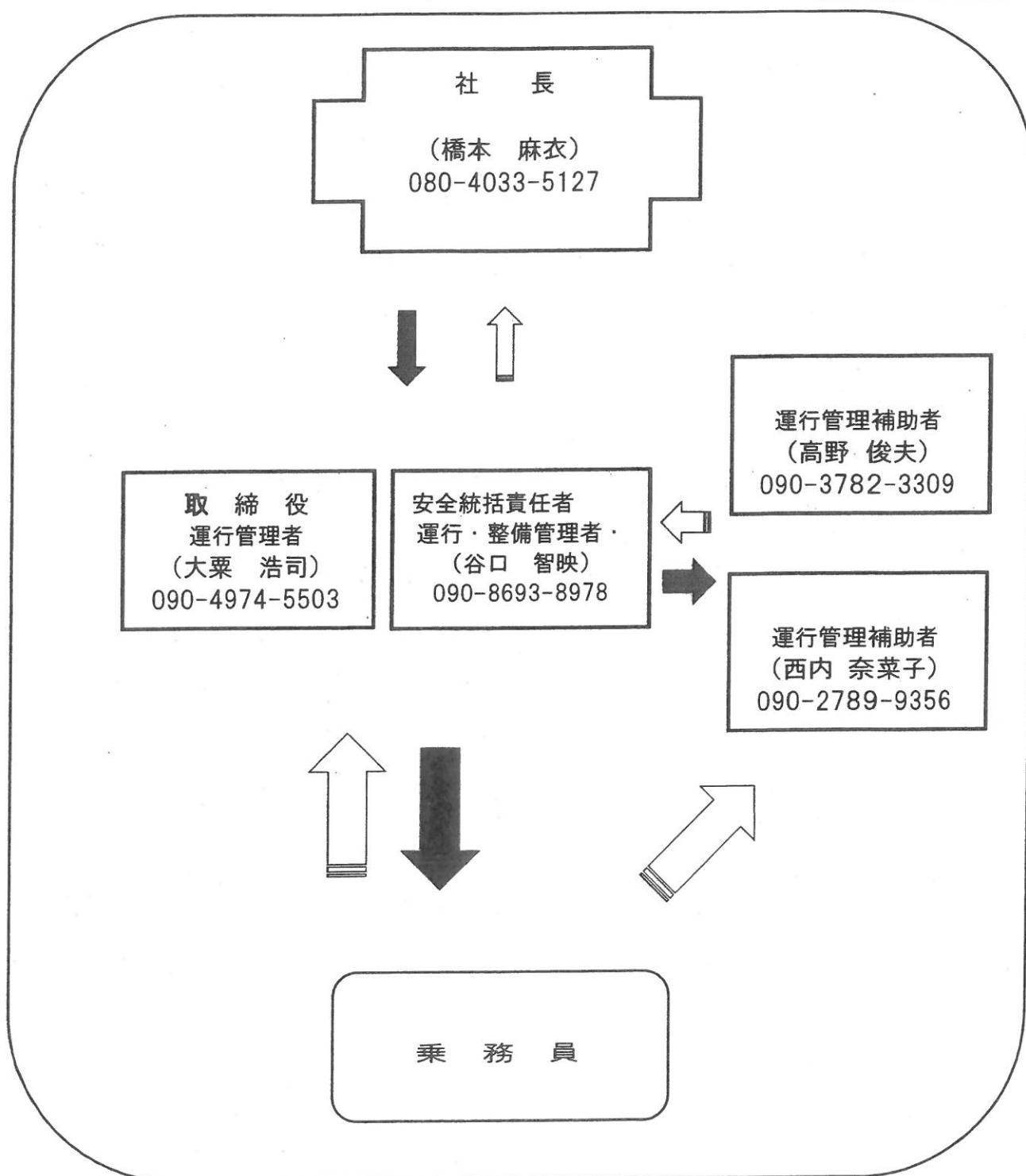
本規定は、令和 2 年 3 月 10 日から実施する。

令和2年2月16日作成

図-1

安全管理体制

→ 指揮命令経路
⇨ 報告連絡経路



事故・災害等に関する報告連絡体制図

